

江北町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

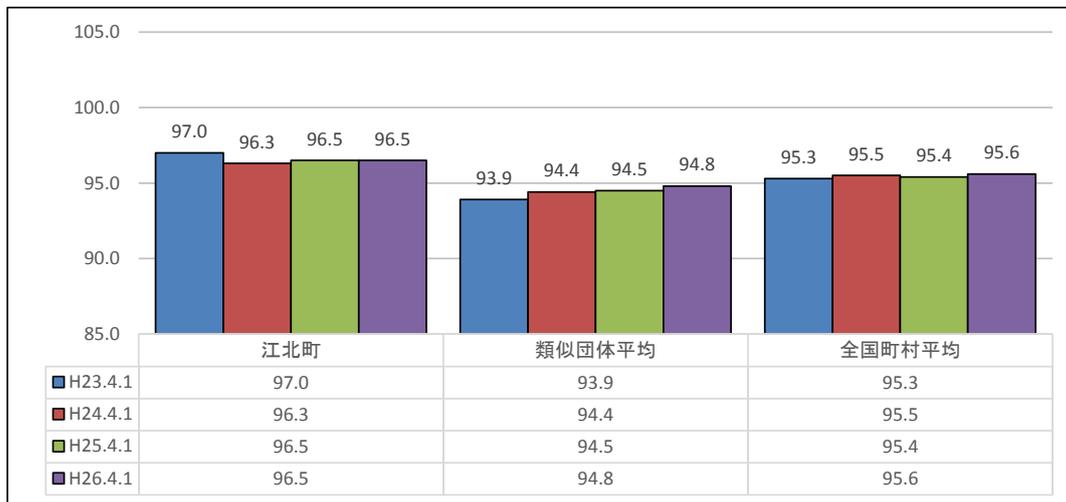
区分	住民基本台帳人口 (25年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	9,750	5,318,057	260,222	714,358	13.4	16.7

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	78	276,146	32,826	101,378	410,350	5,261	5,490

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	— 円	— 円	— 円 (—)%	— %	— %	0.27 %

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレズ比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月額 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
26年度	— 月	— 月	— 月	— 月	— 月	4.10 月

(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

給料表の改定実施時期	平成27年4月1日
内 容	<p>一般行政職の給料表について、佐賀県人事委員会間に基づく給料表に改定。</p> <p>若年層の給料額を引上げ、高齢層の給料額を引下げ、4級及び5級に号給を増設。激変緩和のため、2年間(平成29年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。</p> <p>他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。</p>

②地域手当の見直し

地域手当の支給なし

③その他の見直し内容

実施時期	平成27年4月1日
内 容	<p>管理職員特別手当について、国と同様に見直しを実施。</p> <p>単身赴任手当については、支給なし。</p>

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
江北町	40.2 歳	297,500 円	333,332 円	318,666 円
佐賀県	43.3 歳	334,611 円	413,257 円	360,722 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.6 歳	310,381 円	354,449 円	336,306 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職	平均年齢	平均給与月額 (B)	
江北町	47.2 歳	1 人	279,400 円	290,400 円	290,400 円	—	—	—	—
うち運転手	47.2 歳	1 人	279,400 円	290,400 円	290,400 円	自家用自動車 運転手	56.7 歳	167,900 円	1.730
佐賀県	53.0 歳	206 人	331,372 円	371,283 円	349,720 円	—	—	—	—
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.7 歳	6.0 人	271,921 円	294,995 円	282,545 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
江北町	—	—	—
うち運転手	— 円	— 円	#VALUE!

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23年～25年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
江北町	39.7 歳	301,517 円	336,117 円
佐賀県	45.7 歳	383,330 円	418,876 円
類似団体	41.6 歳	296,045 円	319,628 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区分		江北町	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	161,600 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	137,200 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(26年4月1日現在)

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	270,900 円	313,200 円	362,300 円
	高校卒	234,600 円	259,700 円	319,200 円
技能労務職	高校卒	— 円	279,400 円	— 円

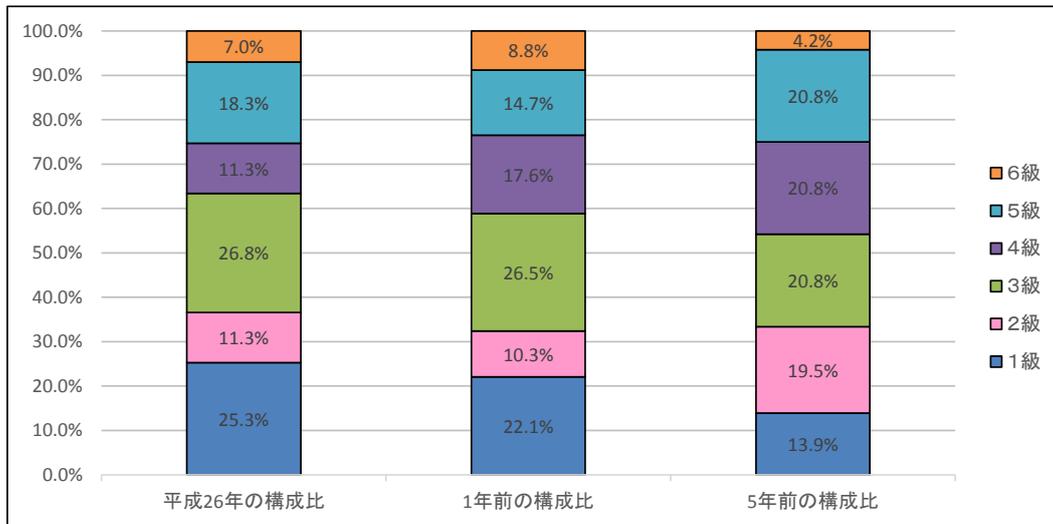
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	上級課長の職務	5 人	7.0 %	322,100 円	422,600 円
5級	課長及び課長補佐の職務	13 人	18.3 %	290,700 円	400,600 円
4級	課長補佐、係長、主査の職務	8 人	11.3 %	263,500 円	388,300 円
3級	主査及び係長相当の職務	19 人	26.8 %	224,600 円	354,700 円
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務	8 人	11.3 %	187,700 円	308,000 円
1級	主事補及び主事の職務	18 人	25.3 %	137,600 円	244,900 円

(注) 1 江北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成21年度から人事評価導入に向けた取組を実施しているが、昇給への反映はまだ行っていない。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

江 北 町		佐 賀 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,263 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,537 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

(注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

地方公務員法第40条に基づき、年1回の勤務評定を実施。
勤務成績が特に良好と認められる場合、100分の120の範囲内で加算。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

江 北 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	定年・応募認定
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.570 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～20%加算)			その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額 0 千円 24,696 千円			1人当たり平均支給額 (非公表)		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(26年4月1日現在)

地域手当の支給はありません。

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		72 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		5,958 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		12.1 %		
手当の種類(手当数) * 普通会計		4 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成25年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務等手当	町民課 環境課	町税等の賦課徴収	0 千円	1日につき4時間を超えた場合1,000円
防疫作業手当	福祉課	感染症の防疫作業に従事したとき	0 千円	日額500円
行旅死亡人取扱手当	福祉課	行旅死亡人取扱	0 千円	作業1件当たり2,000円
犬猫死体処理等手当	環境課	行旅死亡人等の死体処理作業	72 千円	日額500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	12,500 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	158 千円
支給実績 (24年度決算)	8,657 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	111 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人目 11,000円 上記以外1人につき 6,500円 満16歳～満22歳の子の加算 5,000円	同	-	9,550 千円	217,045 円
住居手当	借家・借間 限度額 27,000円 持家(新築又は購入の日から5年間) 2,500円	異	持家の支給	3,899 千円	229,353 円
通勤手当	交通機関利用者 限度額 55,000円 自動車等使用者 限度額 24,500円	同	-	1,953 千円	36,167 円
管理職手当	給料の10%～12%	異	支給額	4,846 千円	484,600 円
宿日直手当	1回4,200円			0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	日額4,000円			6 千円	6,000 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	町長	714,600 円 (714,600 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 850,000 円 / 350,000 円
	副町長	585,900 円 (585,900 円)	675,000 円 / 360,000 円
	議長	326,000 円 () 円)	360,000 円 / 205,000 円
	副議長	271,000 円 () 円)	320,000 円 / 164,900 円
	議員	254,000 円 () 円)	300,000 円 / 145,500 円
	期末手当	町長	(25年度支給割合)
副町長		2.95 月分	
議長		(25年度支給割合)	
副議長 議員		2.95 月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副町長	給料月額×在職年数×500/100	14,292 千円 任期毎
	備考	給料月額×在職年数×294/100	6,890 千円 任期毎

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

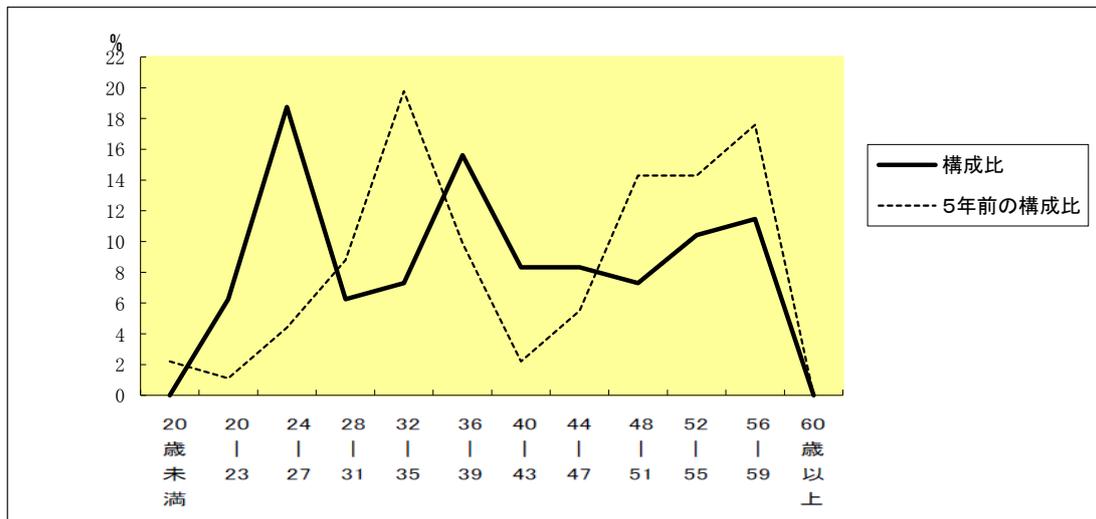
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	議会	2	2	0	新規事業の実施及び研修派遣職員に伴う増 地籍調査業務終了に伴う減 新規事業の実施などに伴う増	
	総務	22	24	2		
	税務	7	7	0		
	農林水産	10	9	▲1		
	商工	1	1	0		
	土木	8	8	0		
	民生	8	9	1		
	衛生	6	6	0		
	計	64	66	2		<参考> 人口1万人当たり職員数 67.69 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 101.04 人)
	教育部門	15	15	0		
小 計	79	81	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 83.08 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数) 124.28 人)		
公営企業計 等部門	水 道	5	5	0		
	下 水 道	6	6	0		
	そ の 他	4	4	0		
	小 計	15	15	0		
合 計		94 [130]	96 [130]	2 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.46 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (26年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0 人	6 人	18 人	6 人	7 人	15 人	8 人	8 人	7 人	10 人	11 人	0 人	96 人

(3) 職員数の推移

(単位: 人・%)

年度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減	
							増減数	増減率
一般行政	67	67	64	64	64	66	△1	△1.5
教育	11	11	13	14	15	15	4	36.4
普通会計計	78	78	77	78	79	81	3	3.8
公営企業会計計	13	13	13	14	15	15	2	15.4
総合計	91	91	90	92	94	96	5	5.5

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。
2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況
ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	195,917	19,486	26,740	13.6	12.8

(注) 資本勘定思弁職員に係る職員給与費 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	5	15,612	1,296	5,398	22,306	4,461	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
江北町	37.2 歳	266,050 円	371,767 円
団体平均	歳	円	円
事業者	— 歳	—	— 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況
ア 期末手当・勤勉手当

江 北 町		江北町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,080 千円		1,263 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(26年4月1日現在)
普通会計と同じです。

ウ 地域手当(26年4月1日現在)
地域手当の支給はありません。

エ 特殊勤務手当(26年4月1日現在)
特殊勤務手当の支給はありません。

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	549 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	110 千円
支給実績(24年度決算)	517 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	129 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同	-	351 千円	117,000 円
	配偶者がいない場合の扶養親族のうち1人目 11,000円				
	上記以外1人につき 6,500円				
	満16歳～満22歳の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間 限度額 27,000円	同	-	330 千円	165,000 円
	持家(新築又は購入の日から5年間) 2,500円				
通勤手当	交通機関利用者 限度額 55,000円	同	-	66 千円	33,000 円
	自動車等使用者 限度額 24,500円				
管理職手当	給料の10%	同	-	0 千円	0 円
休日勤務手当		同	-	0 千円	0 円